

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和5年9月25日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画土地区画整理事業 新屋地区土地区画整理事業

2 都市計画を変更する区域

秋田市新屋扇町、新屋表町、新屋日吉町および新屋比内町地内

3 縦覧期間

令和5年9月25日から同年10月10日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課